

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成23年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

ア 業務件名 平成23年度岩手・青森県境不法投棄現場廃棄物掘削・選別業務

イ 数量

(ア) 掘削工(廃棄物) 11,794立方メートル

(イ) 掘削工(土砂) 7,910立方メートル

(ウ) 選別工 一式

(エ) 汚染水処理工 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び特記仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から平成24年3月24日まで

(4) 履行場所 岩手県二戸市上斗米字小端地内

(5) 入札方法 (1)の業務件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予定価格 283,944,000円

2 入札参加者資格

(1) 2者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体であること。

(2) 特定共同企業体の各構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けていること。

ウ 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(平成16年3月1日以降に申請したものにあっては、総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。)の有効期間を経過していないこと。

エ 法第3条第1項第2号の規定による許可を受け、土木一式工事に係る経営事項審査の結果の評点が850点以上であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。

カ 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出の日(以下「申請日」という。)から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(以下「措置基準」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

キ 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

ク 1に示した調達に係る積算業務の受託者及び別途公告する平成23年度岩手・青森県境不法投棄現場の原状回復に係る施工監理業務の受託者でないこと。

(3) 特定共同企業体の代表者となる構成員(以下「代表者」という。)は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 法第3条第1項第2号の規定による許可を受けていること。

イ 平成8年4月1日以降に、元請として、不法投棄現場の廃棄物の撤去業務(選別業務が含まれるものに限る。)を行った実

績を有すること（特定共同企業体の構成員として施行した業務については、代表者として施工したものに限る。）

ウ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した業務に専任で配置できること。

（ア） 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

（イ） 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

（ウ） 申請日前3か月以上継続して雇用している者であること。

エ 土木一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評点又は総合評定値が1,200点以上であること。

（4） 特定共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した調達に専任で配置できること。

ア 一般土木施行管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 土木工事業に関する管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

ウ 申請日前3か月以上継続して雇用している者であること。

（5） 特定共同企業体は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 代表者は、構成員のうちで出資比率が大きい者であること。

イ 各構成員の出資比率は、40パーセント以上であること。

（6） 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。

3 契約条項を示す場所及び入札手続等

（1） 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 郵便番号028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当（県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター内） 電話番号0195-23-9206（内線237）

（2） 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法 平成23年5月10日（火）から同月23日（月）までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（1）の場所で交付する。ただし、詳細設計図書は、貸与とする。

なお、郵送による申請書類の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量2kgに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。

（3） 申請書及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写しの提出期間、提出場所及び提出方法 平成23年5月23日（月）までの休日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに（1）の場所に持参の上、1部を提出すること。

（4） 入札及び開札の日時及び場所 平成23年6月3日（金）午後1時30分 岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3 二戸地区合同庁舎4階入札室（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成23年6月2日（木）午後5時までに（1）の場所に到達するように送付すること。）

4 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第112条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

（3） 入札への参加 3（3）により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す入札参加資格を有すると認められた者に限り入札に参加できるものとする。

（4） 業務費内訳書 入札参加者は、数量、単価及び金額を明らかにした業務費内訳書（総括）及び業務費内訳書（詳細）を入

札時に提出すること。郵送により提出する場合は、平成23年6月2日(木)午後5時までに3(1)の場所に到達するように郵送すること。業務費内訳書及び入札書の金額は、一致させることとし、一致しない場合は、無効とする。

(5) 入札の無効 2に示した入札参加者資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 会計規則第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Cleanup and Remediation of the contaminated site dumped illegally, at Ninohe City

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

5:00 p.m., 23, May, 2011

(3) The date and time for the submission of tender:

13:30 p.m., 3, June, 2011 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 2, June, 2011)

(4) Contact point for the notice:

Special Office for the Urgent Control of the Illegal Dumping of Industrial Waste, Department of Environment and Residential Life, Iwate Prefectural Government, 6-3 Niwatari, Ishikiridokoro, Ninohe-shi, Iwate 028-6103, JAPAN TEL 0195-23-9206 Ext, 237